

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 19 日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

横澤 悟志

指定有限責任社員

上野 典由

業務執行社員

公認会計士

山田 日ノ

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、同立大学法人法第 35 条において准用する独立行政法人通則法（以下「准用通則法」という）第 29 条の規程に基づき、同立大学法人（同立大学）の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、同立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び申告書等）に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

監査法人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表

の合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、

当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をしたことが判明し、他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお

< 準用通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見 >

が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

(1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係